

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると併に、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和7年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>固定資産税は、賦課期日(1月1日)時点において本市に固定資産(土地・家屋・償却資産)を有する個人又は法人等に対して課税を行うものである。</p> <p>また、その管理にあたっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>【土地評価】</p> <p>①固定資産税管理システムにおいて、登記情報に基づき所有者情報や地目等の土地情報の異動処理を行う。</p> <p>②総務省の固定資産評価基準に定められた評価方法により、適宜現地踏査を実施しながら評価を行う。</p> <p>③路線価評価区域においては、固定資産業務支援システムより評価に必要な画地等の情報を固定資産税管理システムに取り込み、評価計算する。</p> <p>※固定資産業務支援システムにおいては、特定個人情報を保有しない。</p> <p>【家屋評価】</p> <p>①固定資産税管理システムにおいて、登記情報に基づき所有者情報等の異動処理を行う。</p> <p>②新築住宅などは、現地踏査を実施し、総務省が定めた固定資産評価基準に基づき、家屋評価システムで評価計算し、固定資産税管理システムに入力する。</p> <p>※家屋評価システムにおいては、特定個人情報を保有しない。</p> <p>【償却資産】</p> <p>①納税義務者から申告を受付け又はeLTAXより情報を取得し、固定資産税管理システムに入力する。</p> <p>②固定資産税管理システムにおいて、総務省の固定資産評価基準に定められた減価率・耐用年数の情報を入力し、評価計算する。</p> <p>【評価計算以降の事務】</p> <p>①固定資産税管理システムで賦課決定を行い、税額決定通知書を出力する。</p> <p>②納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。</p> <p>③生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受付け減免を行う。</p> <p>④納税情報を管理する。</p> <p>⑤納期限を過ぎても完納されない場合は、納税者に督促状を送付する。</p> <p>⑥督促状を送付した納税者について、完納されない場合は、滞納整理を行う。</p> <p>⑦申請のあった者に対し、評価証明書・納税証明書等の交付を行う。</p>
③システムの名称	1. 固定資産税管理システム 2. 収納管理システム 3. 滞納整理システム 4. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 5. 中間サーバー 6. eLTAX 7. 窓口受付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)固定資産税管理ファイル (2)収納・滞納情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大洲市役所 総務部 税務課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。施錠できる書棚等に保管すること、USBメモリを使用する際のルール、不要文書を廃棄の際、複数人での確認、特定個人情報の書類等を廃棄する際、記録の保存、これらの運用の徹底と対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I-5 ②所属長の役職名	課長 新野 武男	課長	事後	
平成30年6月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	平成26年11月21日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	I-5 ①部署	総務部 税務課	総務企画部 税務課	事後	
令和1年6月12日	I-7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	I-8 連絡先	大洲市役所 総務部 税務課	大洲市役所 総務企画部 税務課	事後	
令和1年6月12日	II-1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV-1~9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和2年5月25日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	事後	
令和3年9月30日	I-5 ①部署	総務企画部 税務課	総務部 税務課	事後	
令和3年9月30日	I-7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課(略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課(略)	事後	
令和3年9月30日	I-8 連絡先	大洲市役所 総務企画部 税務課(略)	大洲市役所 総務部 税務課(略)	事後	
令和3年9月30日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	I-1 ③システムの名称	1. 固定資産税管理システム(略) 6. eLTAX 7. 窓口受付システム	1. 固定資産税管理システム(略) 6. eLTAX 7. 窓口受付システム	事前	
令和4年12月1日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	I-3 法令上の根拠	別表第一の16の項	別表の24の項	事後	
令和7年8月20日	I-4 ②法令上の根拠	別表第二	同号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年8月20日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年8月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	IV-1~9	(1~9項目)	(2項目追加1~11項目に変更)	事後	8.監査の前に8「人手を介在させる作業」の追加、8→9、9→10にすれ、11「最も優先度が高いと考えられる対策」の追加。